

令和元年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会議事録

- 1 開催日 令和元年8月26日（月曜日）
- 2 開催時間 午後1時開会 午後1時20分閉会
- 3 開催場所 旭川市神居町雨紛 旭川市農業センター ホール
- 4 出席委員 17名
1番・宿谷 昌一 3番・川上 和幸 4番・山口 喜松 5番・一宮 敏昭
6番・鹿野 直子 7番・松木 一幸 8番・笹田 文彦 9番・清水 利秋
10番・高倉 伸淳 11番・石尾 卓也 12番・滝川 岳雪 13番・宮嶋 睦子
14番・平 克洋 15番・吉田 清 16番・波能 隆 17番・柿木 和恵
19番・幅崎 勝良
- 5 欠席委員 2番・鷺尾 勲 18番・鈴木 剛
- 6 事務局職員 津村 事務局長 大谷 農地係長 清原農地係主査
長根農地係主任 荒農地係主任 武田農地係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録署名委員 10番・高倉 伸淳 11番・石尾 卓也
- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (5) 議案第5号 現地目証明願について
 - (6) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (7) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - (8) 報告第3号 農地所有適格法人の報告について

10 議事録本紙

- 議長（幅崎 勝良） ただいまから、令和元年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会を開会いたします。
- 本日の出席委員は17名でございます。部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。
- 欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。
- 事務局（津村事務局長） 御報告申し上げます。
- 本日の部会に、2番鷺尾委員、18番鈴木委員の2名の委員から欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。
- 以上でございます。
- 議長（幅崎 勝良） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
- 10番高倉委員、11番石尾委員の両委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
- また、会議につきまして、発言の際は議席番号を告げてから御発言をお願いします。
-
- 議長（幅崎 勝良） それでは、議事に入ります。
- 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
- 事務局から説明いたします。
- 事務局（清原 主査） 事務局。
- 御審議いただく全体の件数は、所有権移転が東鷹栖地区で1件、賃貸借権設定が東旭川地区で1件の、あわせて2件でございます。
- それでは、内容について御説明いたします。
- 番号1番につきましては、財務省が所有する農地を譲受人に払い下げる案件です。
- 番号2番につきましては、貸主が稼働力不足のため、所有する農地を借主に貸し付け、借主が農業に精励する案件です。
- いずれも、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
- 以上でございます。
- 議長（幅崎 勝良） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。
- 委員（松木 一幸） はい、7番松木です。
- 番号1番について補足説明します。
- 申請地は譲受人が所有する農地と一体であり、これまでも適切に耕作されていることから、権利設定後における農地の適切な利用に支障はないと考えますので、よろしく願いします。

- 委員（高倉 伸淳） はい、10番高倉です。
番号1番について補足説明します。
申請地については、譲受人により適切に耕作されることが見込まれるため、権利取得後における農地の適切な利用に支障はないと考えますので、よろしくお願ひします。
- 議長（幅崎 勝良） それでは、所有権移転番号1番及び賃貸借権設定番号2番について、審議願ひます。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 （意見なし。）
- 議長（幅崎 勝良） 発言がございませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。
-
- 議長（幅崎 勝良） 続きまして、日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（武田 主任） 事務局。
日程第2議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を御説明いたします。
議案の2ページを御覧ください。
本件の転用目的は、自己の農地に農家住宅を建て替えるものであります。
次に資料ですが、議案第2号資料のうち、位置図をお開きください。
申請地は、JR北日ノ出駅から南東方向へ約630mのところの位置します。
次に土地利用計画図をお開きください。
農家住宅、駐車場、雪捨て場及び作業場を設置する計画となっております。
次に審査表をお開きください。
農地区分の判断につきまして1の（1）及び（2）を御覧ください。
申請地は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のうち、高性能農業機械による営農に適するものと認められる農地であることから、甲種農地と判断されます。
申請地以外の代替地については1の（3）に記載のとおり、本件は自己所有農地の隣接地に農家住宅を建て替える案件であり、農業経営上最も有利であると考えられることから、代替性が無いと判断されます。
2ページにお移りください。
一般基準について順に御説明いたします。
事業実施の確実性については、まず資力について、残高証明書で確認しており問題ないと思われまふ。
被害防除措置については、雨水は自然浸水、汚水及び生活排水は浄化

槽を設置して処理水を排水路に排水することから、周辺への影響はないものと思われます。

本申請地は現在農振法上の農用地区域内農地であります。除外に向けて手続き中であり、農振担当より10月中旬頃に手続きが完了する見込みと聞いております。

続いて4ページにお移りください。

例外許可事由について4に記載しております。

甲種農地の転用については原則不許可であります。農地法施行令第4条第1項第2号へ及び農地法施行規則第38条において、市町村農業振興地域整備計画に従って行われるものであってマスタープランに位置づけられるものは許可できるとされており、本件はこれに該当するものです。

総合判断について5に記載しており、自己所有農地の隣接地に農家住宅を建て替える案件であり、資力等転用の計画に支障のある事項はないことから、転用許可相当と考えられる旨を記載しております。

同じページの下段の【北海道農業会議への意見聴取の有無】を御覧ください。

本件は30a以下の農地転用案件で、かつ、農家住宅への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取を行わないこととしたいと考えております。

次に意見書(案)の裏面をお開きいただき、表の下から4項目目「総合意見」を御覧ください。

これまで御説明した事項を踏まえまして、本申請は「許可相当と認められる。」と意見を付したいと考えております。

以上でございます。

- 議長(幅崎 勝良) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。
- 委員(松木 一幸) はい、10番高倉です。
番号1番につきましては、農家住宅の建て替えに係る農地転用の申請であります。
申請者は今後も営農を継続するために住宅を建てるものであり、地域として特段の問題は無いと考えますので、よろしく願いいたします。
- 議長(幅崎 勝良) それでは、番号1番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長(幅崎 勝良) 発言がございませんので、議案第2号について「異議なし」と認め、北海道農業会議への意見聴取は行わず、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。
-
- 議長(幅崎 勝良) 続きまして、日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申

請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（武田 主任）

事務局。

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を御説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。

本申請の転用目的は堆雪場の設置であり、第2種農地において賃借権を設定し、冬場に一時転用をするものであります。

次に資料ですが、議案第3号資料のうち、位置図をお開きください。

申請地はJR近文駅から南西方向へ約2.2kmのところに位置します。

次に土地利用計画図をお開きください。

申請地の中で、雪を堆積する部分及び通路兼雪堆積場とする計画となっております。

次に審査表をお開きください。

農地区分の判断につきまして1の(1)及び(2)を御覧ください。申請地は農業公共投資の対象となっておらず、おおむね10ha未満の小集団で、生産性が低い農地であり、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であることから、第2種農地と判断されます。

申請地以外の代替地については1の(3)に記載のとおり、申請地は周囲が山林、雑種地等に囲まれており、資材置場の周辺に代替する土地がないことから、代替性が無いと判断されます。

2ページにお移りください。

一般基準について順に御説明いたします。

事業実施の確実性については、資力について、借主が除雪用の重機を所有していることから費用がかからないため問題ないほか、冬場の堆雪場の設置という転用目的から事業に遅滞なく着手する見込みがあると考えられます。

被害防除措置については、申請書において期間満了日までに雪が残りそうな場合は速やかに重機にて融雪を促すことが明記されていることから、周辺への影響はないものと思われれます。

一時転用後の農地の復元については、使用貸借の期間である令和2年4月30日までに確実に農地の復元をすることを確認しております。

続いて4ページにお移りください。

例外許可事由について4に記載しております。

第2種農地の転用については、農地法第5条第2項本文及び第2号において、申請地のほかの土地に立地することができない場合等は許可できることとされており、本件はこれに該当するものです。

総合判断について5に記載しており、工事の完了の日までに農地に復

元することを条件として第2種農地の一時転用であるため転用申請が妥当と考えられる旨を記載しております。

同じページの下段の【北海道農業会議への意見聴取の有無】を御覧ください。

本件は30a以下の農地転用案件ですが、(1)から(3)までの要件に該当しないことから、農地法第5条第3項に基づき北海道農業会議への意見聴取を行いたいと考えております。

次に意見書(案)の裏面をお開きいただき、表の下から4項目目「総合意見」を御覧ください。

これまで御説明した事項を踏まえまして、本申請は「許可相当と認められる。」と意見を付したいと考えております。

以上でございます。

- 議長(幅崎 勝良) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。
- 委員(高倉 伸淳) はい、5番一宮です。
番号1番につきましては、冬期間における堆雪場として地域の雪を堆積するための一時転用の申請であります。
周辺に代替えとなる土地がないことから、農地転用はやむを得ないと考えられますので、よろしく願いいたします。
- 議長(幅崎 勝良) それでは、番号1番について、審議願います。
御意見、御質問ございませんか。
- 委員 (意見なし。)
- 議長(幅崎 勝良) 発言がございませんので、議案第3号について「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して、北海道に進達することに決定いたします。
-
- 議長(幅崎 勝良) 続きまして、日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局(荒 主任) 事務局。
日程第4議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を御説明いたします。
御審議いただく全体の件数といたしまして、賃借権等設定が11件あり、地区ごとの件数といたしましては、東鷹栖地区が1件、西神楽地区が4件、東旭川地区が6件となっております。
集積面積は、18.16ヘクタールでございます。
それでは、内容について御説明いたします。
賃借権等設定11件の内訳につきましては、期間更新案件が8件、借主変更案件が2件、解約再設定案件が1件となっております。
このうち、番号6番については、もとの借主が代表を務める、新たに

設立された法人が借り受ける借主変更案件であり、借主が経営の安定を図るものでございます。

借主の法人は、形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしており、農地所有適格法人であることを確認しております。

これら11件の計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定する旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。以上でございます。

○議長（幅崎 勝良） それでは、賃借権等設定番号1番ないし11番について審議願います。御意見、御質問ございませんか。

○委員 （意見なし。）

○議長（幅崎 勝良） 発言がございませんので、議案第4号「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○議長（幅崎 勝良） 続きまして、日程第5議案第5号「現地目証明願について」を上程いたします。事務局から説明いたします。

○事務局（長根 主任） 事務局。
日程第5議案第5号「現地目証明願について」を御説明いたします。西神楽地区で1件、江神地区で3件、東旭川地区で6件の、合計10件の願い出があり、願出地の所在地区を担当する調査委員が現地確認をした結果は、表中程の利用状況欄に記載の利用状況となっております。現地目証明事務処理要領第11条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。以上でございます。

○議長（幅崎 勝良） ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があれば、お願いします。

○委員（吉田 清） はい、15番吉田です。
番号1番について補足説明します。
番号1番につきましては、従前から倉庫1棟があるほか、山林となっていることから、農採地以外と判断しましたので、よろしく願います。

○委員（清水 利秋） 9番清水です。
番号2番ないし4番について補足説明します。
番号2番につきましては、従前から宅地の一部であることから、農採地以外と判断しました。
番号3番につきましては、従前から山林となっていることから、農採地以外と判断しました。

番号4番につきましては、従前から雑種地であることから、農採地以外と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○委員（高倉 伸淳）

はい、10番高倉です。

番号5番ないし8番について補足説明します。

番号5番につきましては、従前から納屋及び車庫があるほか、家庭菜園であることから、農採地以外と判断しました。

番号6番につきましては、一部は隣接する土地と一体となって田として利用されている現況のため、農地と判断しました。

その他につきましては、従前から宅地の一部であることから、農採地以外と判断しました。

番号7番につきましては、従前から宅地の一部及び家庭菜園であることから、農採地以外と判断しました。

番号8番につきましては、従前から地区会館が建っていることから、農採地以外と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○委員（鹿野 直子）

はい、6番鹿野です。

番号9番及び10番について補足説明します。

番号9番及び10番につきましては、従前から山林となっていることから、農採地以外と判断しましたので、よろしく申し上げます。

○議長（幅崎 勝良）

それでは、番号1番ないし10番について審議願います。

御意見、御質問はございませんか。

○委員

（意見なし。）

○議長（幅崎 勝良）

発言がありませんので、議案第5号「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

○議長（幅崎 勝良）

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」ですが、これにつきましては、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局（清原 主査）

事務局。

日程第6報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、東鷹栖地区で2件、永山地区で1件、江神地区で1件、東旭川地区で2件の、合計6件の届出がありました。

届出の内訳としましては、すべて相続による所有権の取得でございます。

これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告をいたします。

以上でございます。

○議長（幅崎 勝良）

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございま

せんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(幅崎 勝良) 発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議長(幅崎 勝良) 次に、日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(長根 主任) 事務局。

日程第7報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、農地の賃貸借に係る合意解約の通知が、江神地区で1件、東旭川地区で5件の、合計6件あり、これらにつきましては、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議長(幅崎 勝良) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議長(幅崎 勝良) 発言がございませんので、報告第2号を終わります。

○議長(幅崎 勝良) 次に、日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を事務局から説明いたします。

○事務局(武田 主任) 事務局。

日程第8報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明いたします。

本件について報告書の提出があった法人は、1番から10番までの10法人です。

これらの法人につきまして、別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件のすべてを満たしていることを確認いたしました。

なお、番号2番の法人につきましては、理事のうち常時従事日数を満たさない者が、満たす者より多かったことから業務執行役員要件を満たしていませんでしたが、法人側から一時的な体調不良が原因であった旨の報告があったこと、また、農林水産事務次官からの通知により、「農地所有適格法人でなくなったかについては、ある特定の時点をとらえて判断するのではなく、農地所有適格法人の要件を再び充足すると見込まれる場合は、農地所有適格法人でなくなった場合との取扱いは行わないものとする」とされていることから、今回は不適としておりません。

以上でございます。

○議長(幅崎 勝良) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございま

せんか。

○委 員 (意見なし。)

○議 長 (幅崎 勝良) 発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議 長 (幅崎 勝良) 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。
これもちまして、令和元年度旭川市農業委員会第5回定例農地部会
を閉会いたします。